## 医・エ・ライフサイエンス連携プロジェクト検討委員会規約

(設置)

第1条 京都市が策定した京都バイオシティ構想の更なる推進を図るとともに、京都大学の医療を核とした融合領域における新たな連携プロジェクトの可能性や研究開発拠点の在り方等について検討するため、医・エ・ライフサイエンス連携プロジェクト検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(構成)

- 第2条 委員会は、次に掲げる者をもって構成する。
  - (1) 京都大学大学院医学研究科,薬学研究科,農学研究科,工学研究科, 理学研究科,生命科学研究科,情報学研究科及び再生医科学研究所から推薦を受けた者各若干名
  - (2) 京都市域及びその周辺地域に立地する企業の医療を核とする研究開発部門の代表者各1名
  - (3) 京都市産業技術研究所工業技術センター長
  - (4) 京都市産業観光局商工部産業科学技術振興担当部長
  - (5) 前各号に掲げる者のほか、委員長が必要と認める者
- 2 検討委員会にアドバイザー及びオブザーバーを置くことができること とし、それぞれ委員長が指名する。

(任期)

- 第3条 委員の任期は、平成22年3月31日までとする。
- 2 アドバイザー及びオブザーバーを置いたときは、アドバイザー及びオブザーバーの任期を、それぞれ平成22年3月31日までとする。

(委員長)

- 第4条 委員会に委員長を置く。
- 2 委員長は京都大学大学院医学研究科長とする。
- 3 委員長は、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその 職務を代理する。

(会議)

- 第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。
- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、第2条に掲げる者以外の者を 委員会に出席させ、意見の陳述、説明その他必要な協力を求めることが できる。

(事務局)

第6条 京都市産業観光局商工部産学連携推進課に事務局を置く。

(補則)

第7条 この規約に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員 長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成20年7月31日から施行する。

(経過措置)

2 第5条第1項の規定にかかわらず、最初の委員会は、京都市が招集する。